

プラスチックの分別回収及び再商品化に係る実証事業について

1. 目的

プラスチック資源循環等の促進等を図るための「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が本年4月1日に施行されたことを受け、当市においても将来のプラスチックのリサイクル手法について検討しているところである。

そこで、市では、プラスチックを粉体カーボン（還元剤）に再商品化して鉄の原料とする手法を考案したので、東京鉄鋼株式会社の協力を得て、その有効性を検証するとともに、排出量のデータ等を収集するため、次のとおりプラスチックの分別回収及び再商品化に係る実証事業を行う。

2. プラスチックの回収方法等

- (1) 回収場所 小中野公民館及び江陽公民館
- (2) 回収対象 一辺が50 cmを超えない100%プラスチック製のもの
(油等の汚れが付着しているものは除く)
- (3) 回収方法 市民は、プラスチックごみをそのまま又はポリ袋等でまとめて、玄関に設置する回収ボックスに投入し、市はこれを回収する。
- (4) 備考 小中野及び江陽地区以外の住民も持込可能

3. 実証事業に係るスケジュール

- | | |
|--------|-----------------------|
| 10月17日 | 一括回収開始、住民説明会①（小中野公民館） |
| 10月19日 | 住民説明会②（江陽公民館） |
| 11月18日 | 1回目収集 |
| 12月23日 | 一括回収終了、2回目収集 |
| 2月下旬 | 実証事業の検証、将来に向けた検討 |

【イメージ図】

